

各 位

株式会社 C K サンエツ 代表取締役社長 釣谷宏行 (コード番号 5757 名証第二部) 問合せ先 取締役管理統括部長 松井 大輔 TEL (0766) 28-0025

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することおよび「定款一部変更の件」を本年 6月23日開催予定の平成27年度定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

(2) 移行の時期

本年6月23日開催予定の平成27年度定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

- (1) 変更の理由
 - ① 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
 - ② 業務を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第33条第2項の変更を行うものであります。なお本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
 - ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)を削除するものであります。
- (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)平成 28 年 6 月 23 日 (木)定款変更の効力発生日(予定)平成 28 年 6 月 23 日 (木)

以上

第1条~第4条(条文省略)

第2章 株式

第5条(条文省略)

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって同条第1 項に定める市場取引等により自己の株式 を取得することができる。

第<u>7</u>条~第<u>12</u>条(条文省略)

第3章 株主総会

第 <u>13</u>条~<u>19</u>条(条文省略)

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第<u>20</u>条 当会社の取締役は、15名以内とする。 (新設)

(選任方法)

第<u>21</u>条 取締役は、株主総会の決議によって選 任する。

(新設)

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条(条文省略)

(任期)

- 第<u>23</u>条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 補欠又は増員のため選任された取締役 の任期は、他の在任取締役の任期の満了 する時までとする。

変更案

第1章 総則

第1条~第4条(現行どおり)

第2章 株式

第5条(現行どおり)

(削除)

第<u>6</u>条~第<u>11</u>条(現行どおり)

第3章 株主総会

第 12条~18条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

2. 当会社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以上とし、その過半数は社外取締役とする。

(選任方法)

- 第 <u>20</u>条 取締役は、株主総会の決議によって選 任する。
 - 2. 前項の規定による取締役の選任は、監 査等委員である取締役とそれ以外の取締 役とを区別して行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条(現行どおり)

(任期)

第 22 条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

現行定款

(新設)

(新設)

第24条(条文省略)

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>25</u>条 取締役会はその決議によって代表取締 役を選定する。
 - 2. 取締役社長は、代表取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。
 - 3. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。

第26条~第27条(条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第 28 条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第<u>29</u>条 取締役会の決議は、議決に加わること ができる取締役の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。
 - 2. 当会社は取締役会の決議事項について、 取締役(当該決議事項について議決に加 わることができるものに限る。)の全員が 書面または電磁的記録により同意の意思 表示をしたときは、当該決議事項を可決 する旨の取締役会の決議があったものと みなす。ただし、監査役が当該決議事項 について異議を述べたときはこの限りで はない。

(取締役会の議事録)

第<u>30</u>条 取締役会の議事録は、法令で定めると ころにより書面または電磁的記録をもっ て作成し、出席した取締役<u>および監査役</u> は、これに署名もしくは記名押印し、ま

変更案

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員で ある取締役の補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期は、退任した 監査等委員である取締役の任期の満了す る時までとする。

第 23 条 (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>24</u>条 取締役会はその決議によって<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役社長は、代表取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。
 - 3. 取締役会は、その決議によって<u>監査等</u> <u>委員である取締役以外の取締役の中から</u> 取締役会長1名ならびに取締役副社長、 専務取締役、および常務取締役各若干名 を選定することができる。

第25条~第26条(現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役の全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで取締役会を開催す ることができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第<u>28</u>条 取締役会の決議は、議決に加わること ができる取締役の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。
 - 2. 当会社は取締役会の決議事項について、 取締役(当該決議事項について議決に加 わることができるものに限る。)の全員が 書面または電磁的記録により同意の意思 表示をしたときは、当該決議事項を可決 する旨の取締役会の決議があったものと みなす。

(取締役会の議事録)

第<u>29</u>条 取締役会の議事録は、法令で定めると ころにより書面または電磁的記録をもっ て作成し、出席した取締役は、これに署 名もしくは記名押印し、または電子署名

現行定款

たは電子署名を行う。

2. 前条第2項の議事録は、法令で定める ところにより書面または電磁的記録をも って作成する。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下「報酬等」という。)は、株主 総会の決議によってこれを定める。

(新設)

第32条(条文省略)

(取締役の責任免除)

- 第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、取締役会の決議によって、同 法第423条第1項の取締役(取締役であ った者を含む。) の責任を法令の限度に おいて免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第1項の賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該 契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた額または法 令が規定する額のいずれか高い額とす る。

(新設)

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第34条 当会社は、監査役および監査役会を置 < 。

(員数)

第35条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第 36 条 監査役は、株主総会の決議によって選 任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使す ることができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決 権の過半数をもって行う。

変更案

を行う。

2. 前条第2項の議事録は、法令で定める ところにより書面または電磁的記録をも って作成する。

(報酬等)

- 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下「報酬等」という。)は、株主 総会の決議によってこれを定める。
 - 2. 前項に定める取締役の報酬等は、監査 等委員である取締役とそれ以外の取締役 とを区別して定める。

第31条(現行どおり)

(取締役の責任免除)

- 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、取締役会の決議によって、同 法第423条第1項の取締役(取締役であ った者を含む。)の責任を法令の限度に おいて免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規 定により、取締役(業務執行取締役等で あるものを除く。)との間に、同法第423 条第1項の賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契 約に基づく賠償責任の限度額は、法令の 定める最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって重 要な業務執行(会社法第399条の13第 5項各号に掲げる事項を除く。) の決定 の全部または一部を取締役に委任する ことができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第34条 当会社は、監査等委員会を置く。

(削除)

(削除)

(削除)

現行定款	変更案
(任期)	人工
第37条 監査役の任期は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとす	(削除)
<u>る。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、</u> <u>退任した監査役の任期の満了する時までと</u> <u>する。</u>	(削除)
(常勤監査役) 第 38 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集) 第 39 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集) 第 35 条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。 2. 監査等委員会の招集通知は、各監査等 委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(<u>監査役会</u> の議事録) 第 40 条 <u>監査役会</u> の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した <u>監査役</u> は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	(<u>監査等委員会</u> の議事録) 第 36 条 <u>監査等委員会</u> の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した <u>監査等委員</u> は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
(<u>監査役会</u> 規則) 第 <u>41</u> 条 <u>監査役会</u> に関する事項は、法令または 本定款のほか、 <u>監査役会</u> の定める <u>監査役</u> 会規則による。	(<u>監査等委員会</u> 規則) 第 37 条 <u>監査等委員会</u> に関する事項は、法令ま たは本定款のほか、 <u>監査等委員会</u> の定め る <u>監査等委員会</u> 規則による。
(報酬等) 第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に よって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第 43 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規 定により、取締役会の決議によって、同 法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であ った者を含む。)の責任を法令の限度にお	(削除)
いて免除することができる。 2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423 条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(削除)

現行定款	変更案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>44</u> 条~第 <u>46</u> 条(条文省略)	第 38 条~第 40 条(現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第 <u>47</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 <u>41</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 <u>48</u> 条(条文省略)	第 42 条(現行どおり)
第7章 計算 第 <u>49</u> 条(条文省略)	第7章 計算 第 <u>43</u> 条(現行どおり)
(剰余金の配当) 第 50 条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31 日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対 し行う。	(削除)
(中間配当) 第 51 条 当会社は取締役会の決議によって、毎 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載ま たは記録された株主または登録株式質 権者に対し、中間配当を行うことができ る。	(削除)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めある場合を除き、株主 総会の決議によらず、取締役会の決議に よって定める。
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第 45 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 3月31日、中間配当は毎年9月30日を 基準日とし、同日の株主名簿に記載また は記録された株主または登録株式質権 者に対しこれを行うことができる。
第 <u>52</u> 条(条文省略)	第 46 条(現行どおり)